

公 告

鳥栖市公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに鳥栖市長に意見書を提出することができる。

令和8年6月4日

鳥栖市長 向 門 慶 人

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定）
- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 鳥栖市飯田町、酒井東町及び酒井西町
削除する部分 なし
- 3 都市計画案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所 鳥栖市建設部都市整備課
 - (2) 期間 令和8年6月 4日（木）から
令和8年6月18日（木）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 意見書の提出
 - (1) 提出期限 令和8年6月18日（木） 午後5時15分まで
郵送の場合は必着
 - (2) そ の 他 書面に記載すべき事項や提出方法などについては、
建設部都市整備課までお問い合わせください。